

# 石綿障害防止対策に係る主な取り組み事項等について

東近江労働基準監督署 第二方面

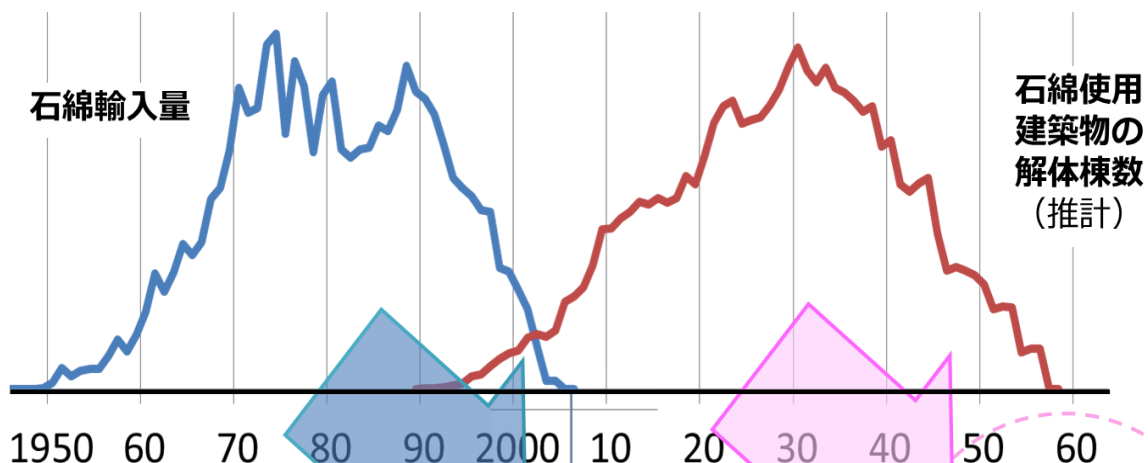
- 1 建築物解体等工事における石綿対策の現状
- 2 労働安全衛生法令における石綿規制の推移
- 3 事業者には課せられている事項
- 4 発注者には課せられている事項
- 5 法令改正のご案内



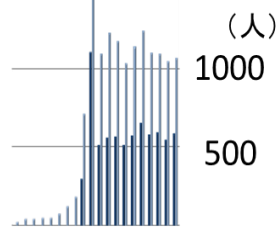
# 建築物の解体等工事における石綿対策の現状

過去の石綿建材使用時の石綿ばく露により、毎年多くの方が労災認定されているが、こうした石綿建材を使用する建築物の解体棟数は、ピークに向けてさらに増加していく見通しであり、今後の解体等工事における労働者の石綿ばく露防止の徹底が必要

- ・解体等工事での石綿ばく露防止のため、石綿の使用状況の的確な把握が必要
- ・事前調査・分析者の能力の向上が重要だが、分析や教育に用いる石綿の確保が困難



石綿関連疾患の  
労災認定等件数  
(毎年約1,000人  
うち建設業500人強)



今後の解体工事等で  
取り扱われる石綿により  
健康障害を発生させない  
ことが重要

(備考)

左上図:財務省「輸入統計」等

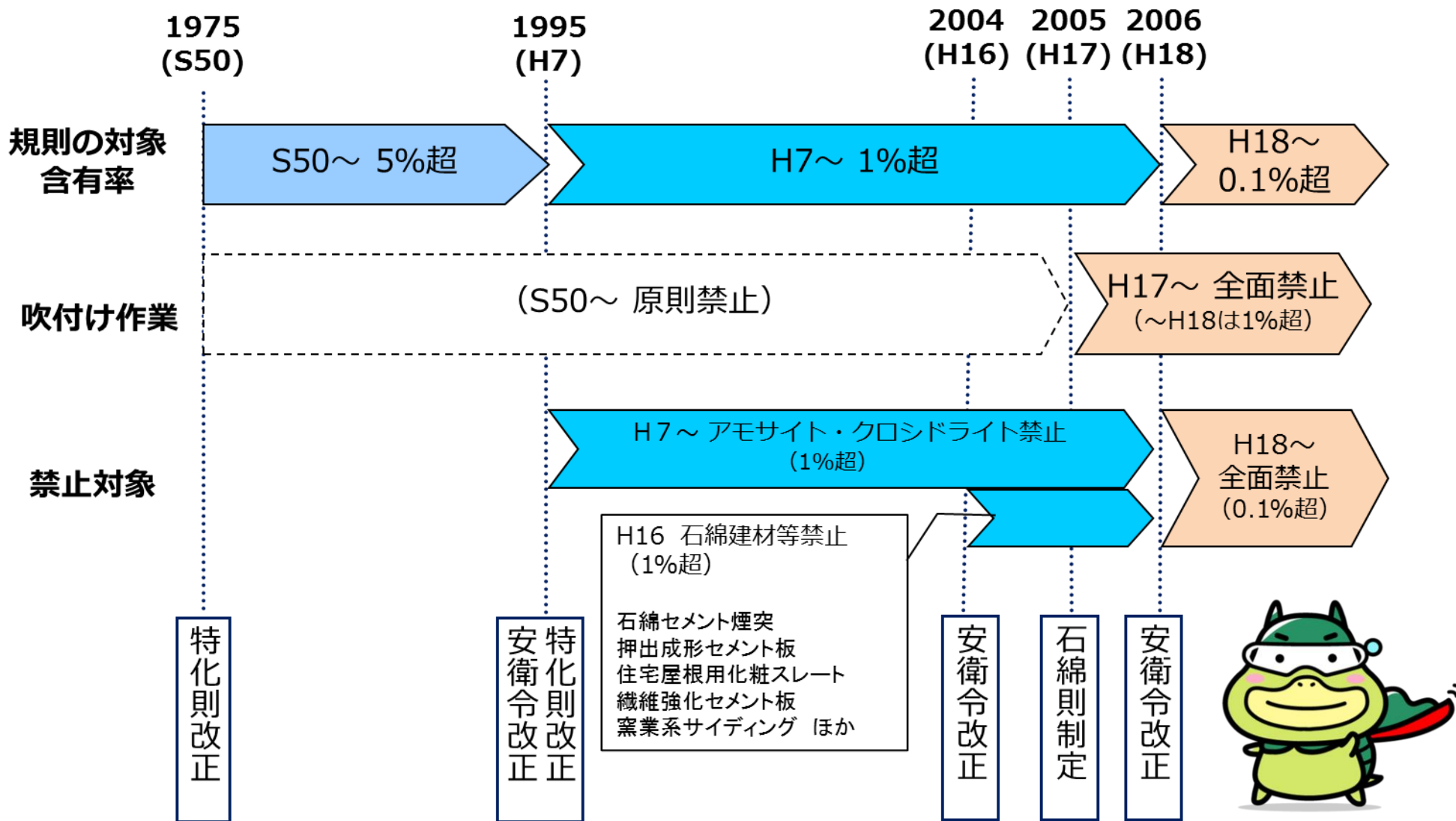
右上図:民間建築物が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(平成20年財務省令第32号)の耐用年数で解体される等の仮定による推計。

左下図:労働者災害補償保険法に基づく保険給付の支給決定件数及び石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給決定件数の合計



# 労働安全衛生法令における石綿規制の推移

※過去の「無石綿」「ノンアスベスト」などの表示は、石綿無しの証明にならない



# 石綿の有無の事前調査

(石綿則第4条の2、令和5.3.27厚労省告示第89号)

令和4年4月1日から  
順次施行

## 事前調査

建築物、工作物、船舶の解体・改修作業を行うときは、原則全ての工事で、石綿等の有無の調査（事前調査）を行うことが必要。  
(工事の規模や請負金額に関わりなく必要です。)


## 事前調査結果の報告

次の工事を行おうとするときは、あらかじめ電子システムにより、事前調査結果の概要等を所轄労働基準監督署長に報告することが必要です。



**建築物の解体・改修工事**

- 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の解体工事
- 請負代金が100万円以上の改修工事



**工作物の解体・改修工事**

- 特定工作物の解体・改修工事で、請負代金が100万円以上のもの



**船舶の解体・改修工事**

- 総トン数が20トン以上のもの

- 石綿等の使用の有無に関わらず報告が必要です。
- 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が報告義務を負います。
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。
- システムの利用にはGビズIDが必要です。



石綿事前調査結果報告  
システム



GビズID

# 事前調査を行う者の要件 (石綿則第3条④、令和5.3.27厚労省告示第89号)

令和5年10月1日から

順次施行

	対象	調査に必要な資格等
<b>建築物</b> 令和5年 10月1日 着工の工事 から必要	・ 建築物の解体等の作業 (一戸建て住宅等を除く)	・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査時点でも引き続き登録されている者
	・ 一戸建ての住宅、共同住宅の住戸の内部の解体等の作業	・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
<b>工作物</b> 令和8年 1月1日 着工の工事 から必要	・ 特定工作物(①～⑤、⑦～⑪)の解体等の作業	・ 工作物石綿事前調査者
	・ 特定工作物(⑥、⑫～⑰)の解体等の作業 ・ 特定工作物以外の工作物で、石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業	・ 工作物石綿事前調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査時点でも引き続き登録されている者

## 特定工作物

- ① 反応槽、② 加熱炉、③ ボイラー、圧力容器
- ④ 配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く)
- ⑤ 焼却設備
- ⑥ 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
- ⑦ 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ⑧ 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く)
- ⑨ 変電設備、⑩ 配電設備
- ⑪ 送電設備(ケーブルを含む)
- ⑫ トンネルの天井板
- ⑬ プラットホームの上家
- ⑭ 遮音壁
- ⑮ 軽量盛土保護パネル
- ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く) **令和5年10月1日から適用**

詳細は石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

# 事業者には課せられている事項

表 4.1.1 石綿含有建材の種類

建材の種類	石綿含有吹付け材 (レベル1)	石綿含有保温材等 (レベル2)	石綿含有成形板等 (レベル3)	石綿含有 仕上塗材
対応石綿含有材	<ul style="list-style-type: none"> <li>①吹付け石綿</li> <li>②石綿含有吹付けロックウール(乾式)</li> <li>③湿式石綿吹付け材 (石綿含有吹付けロックウール(湿式))</li> <li>④石綿含有吹付けパーミキュライト</li> <li>⑤石綿含有吹付けパーライト</li> </ul>	<p>【石綿含有耐火被覆材】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①耐火被覆板</li> <li>②けい酸カルシウム板第2種</li> </ul> <p>【石綿含有断熱材】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①屋根用折板裏石綿断熱材</li> <li>②煙突用石綿断熱材</li> </ul> <p>【石綿含有保温材】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①石綿保温材</li> <li>②けいそう土保温材</li> <li>③石綿含有けい酸カルシウム保温材</li> <li>④パーミキュライト保温材</li> <li>⑤パーライト保温材</li> <li>⑥不定形保温材 (水練り保温材)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①外壁・軒天 スレートボード、スレート波板、窯業系サイディング、押出成形セメント板、けい酸カルシウム板第1種</li> <li>②屋根 スレート波板、住宅屋根用化粧スレート</li> <li>③内壁・天井 スレートボード、スラグせっこう板、パーライト板、パルプセメント板、けい酸カルシウム板第1種、せっこうボード、ロックウール吸音天井板、ソフト巾木</li> <li>④床 ビニル床タイル、長尺塩ビシート、フリーアクセスフロア材</li> <li>⑤煙突 セメント円筒</li> <li>⑥その他 セメント管、ジョイントシート、紡織品、パッキン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①建築用仕上塗材 (吹付けパーミキュライト、吹付けパーライトは除く)</li> <li>②建築用下地調整塗材<sup>注)</sup></li> </ul>
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い	比較的低い

工事開始の14日前までに工事計画届(様式第21号)の提出が必要になります。



詳細は石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください



# 事業者には課せられている事項

## 作業の届出（石綿則第5条）

第五条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、あらかじめ、様式第一号の二による届書に**当該作業に係る解体等対象建築物等の概要を示す図面を添えて**、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 解体等対象建築物等に**吹き付けられている石綿等**(石綿等が使用されている仕上げ用塗材(第六条の三において「石綿含有仕上げ塗材」という。)を除く。)の除去、封じ込め又は囲い込みの作業
  - 二 解体等対象建築物等に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材(耐火性能を有する被覆材をいう。)等(以下「**石綿含有保温材等**」という。)の除去、封じ込め又は囲い込みの作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。)
- 2 前項の規定は、**法第八十八条第三項**の規定による届出をする場合にあっては、適用しない。

**この規定で工事開始の14日前までに工事計画届（様式第21号）のご提出をいただいています。**





## 事業者には課せられている事項

### 石綿除去時における措置（石綿則第6条～7条）

#### 吹き付けられた石綿等及び石綿含有保温材等の除去等に係る措置(石綿則第6条)

事業者は、次の作業に労働者を従事させるときは、適切な石綿等の除去等に係る措置を講じなければならない。

#### 石綿含有成形品の除去に係る措置(石綿則第6条の2)

事業者は、成形された材料であって石綿等が使用されているもの(石綿含有保温材等を除く。第三項において「石綿含有成形品」という。)を建築物、工作物又は船舶から除去する作業においては、切断等以外の方法により当該作業を実施しなければならない。

#### 石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去に係る措置(石綿則第6条の3)

前条第三項の規定は、事業者が建築物、工作物又は船舶の壁、柱、天井等に用いられた石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する作業に労働者を従事させる場合及び当該作業の一部を請負人に請け負わせる場合について準用する。

#### 石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去に係る措置(石綿則第7条)

事業者は、次に掲げる作業に労働者を従事させるときは、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者(第十四条に規定する措置が講じられた者を除く。)が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

# 事業者には課せられている事項

## 石綿除去時における措置（石綿則第4条、35条の2）

### 作業計画（石綿則第4条）

事業者は、石綿等が使用されている解体等対象建築物等（前条第五項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなされるものを含む。）の解体等の作業（以下「石綿使用建築物等解体等作業」という。）を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により石綿使用建築物等解体等作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 石綿使用建築物等解体等作業の方法及び順序
- 二 石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- 三 石綿使用建築物等解体等作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。



## 事業者には課せられている事項

### 石綿除去時における措置（石綿則第4条、35条の2）

#### 作業計画による作業の記録(石綿則第35条の2)

事業者は、石綿使用建築物等解体等作業を行ったときは、当該石綿使用建築物等解体等作業に係る第四条第一項の作業計画に従って石綿使用建築物等解体等作業を行わせたことについて、写真その他実施状況を確認できる方法により記録を作成するとともに、次の事項を記録し、これらを当該石綿使用建築物等解体等作業を終了した日から三年間保存するものとする。

- 一 当該石綿使用建築物等解体等作業に従事した労働者の氏名及び当該労働者ごとの当該石綿使用建築物等解体等作業に従事した期間
- 二 周辺作業従事者の氏名及び当該周辺作業従事者ごとの周辺作業に従事した期間



# 事業者には課せられている事項

## 石綿除去時における措置一覧（石綿飛散防止対策徹底マニュアル抜粋）

本文記述箇所	4.7	4.10.1	4.7 4.10.3	4.10.1	4.10.2	4.8.1	4.8.2	4.7	4.9
石綿含有建材除去等の工法	切断等による除去				切断等によらない除去			封じ込め、囲い込み 切断等を伴う	切断等を伴わない
建築材料の種類	石綿含有吹付け材		石綿含有保温材等		石綿含有保温材等		石綿含有吹付け材 石綿含有保温材等		
					屋根用折板裏断熱材	配管保温材			
石綿含有建材除去等作業時の飛散防止方法	作業場を責任隔離養生等	特殊工法（例 グロープバッグの場合） <sup>1)</sup>	作業場を責任隔離養生等	特殊工法（例 グロープバッグの場合） <sup>1)</sup>	断熱材を折板に付けたままの除去	湿潤化して原形のまま取り外し	非石綿部での切断による除去 <sup>2)</sup>	作業場を責任隔離養生等	作業場を隔離養生（責任不要）等
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の報告	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の備え付け	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業計画の作成	要	要	要	要	要	要	要	要	要
大防法及び安衛法・石綿則の届出	要	要	要	要	要	要	安衛法・石綿則は要	要	要
事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業実施の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
喫煙禁止/飲食禁止の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業主任者の選任	要	要	要	要	要	要	要	要	要
特別教育	要	要	要	要	要	要	要	要	要
保護具着用	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業場への関係者以外立入禁止	要	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離	責任隔離養生	グロープバッグ	責任隔離養生	グロープバッグ	隔離養生（責任不要） <sup>3)</sup>	隔離養生（責任不要） <sup>3)</sup>	-	責任隔離養生（責任不要） <sup>3)</sup>	隔離養生（責任不要） <sup>3)</sup>
セキュリティゾーンの設置	要	-	要	-	-	-	-	要	-
負圧の確保、集じん・排気装置の設置	要	高性能真空掃除機による除じん	要	高性能真空掃除機による除じん	-	-	-	要	-
機器による漏えいの確認	要	必要に応じて	要	必要に応じて	-	-	-	要	-
負圧の確認	要	-	要	-	-	-	-	要	-
湿潤化	常時要	常時要	常時要	常時要	常時要	常時要	-	常時要	常時要
清掃	要	要	要	要	要	要	-	要	要
取り残し等の確認	要	要	要	要	要	要	要	要	要
粉じん飛散防止処理	要	要	要	要	要	要	-	要	要
隔離解除のための粉じん飛散状況確認	要	-	要	-	-	-	-	要	-
事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要	要	要	要	要	要

本文記述箇所	4.11				4.12			
石綿含有建材除去等の工法	切断等によらない除去	切断等による除去	切断等によらない除去	切断等による除去	切断等による除去（電動工具は使用しない）		切断等による除去（電動工具を用いて除去）	
建築材料の種類	石綿含有成形板等				石綿含有仕上塗材			
	石綿含有成形板等		石綿含有けい酸カルシウム板第1種		湿潤化		作業場を隔離養生等	
石綿含有建材除去等時の飛散防止方法	原形のまま取り外し	湿潤化等	原形のまま取り外し	作業場を隔離養生（責任不要）等	(例 高圧水洗除去)	(例 別離剤併用手工具ケレン除去)	(例 ディスクグラインダー除去)	(例 集じん装置付きディスクグラインダー除去 (HEPA フィルタ付き))
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の報告	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の備え付け	要	要	要	要	要	要	要	要
作業計画の作成	要	要	要	要	要	要	要	要
大防法及び安衛法・石綿則の届出	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
作業実施の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
喫煙禁止/飲食禁止の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
作業主任者の選任	要	要	要	要	要	要	要	要
特別教育	要	要	要	要	要	要	要	要
保護具着用	要	要	要	要	要	要	要	要
作業場への関係者以外立入禁止	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離	-	-	-	隔離養生（責任不要）	-	-	隔離養生（責任不要）	(同等の措置の要件を満たす場合)
湿潤化	- <sup>1)</sup>	常時要	- <sup>1)</sup>	常時要	常時要	常時要	常時要	(同等の措置の要件を満たす場合)
(飛沫防止等の養生)	-	-	-	-	○ <sup>2)</sup>	○ <sup>2)</sup>	-	-
(床防水養生)	-	-	-	-	○ <sup>2)</sup>	-	-	-
(汚染水処理)	-	-	-	-	○ <sup>2)</sup>	-	-	-
清掃	要	要	要	要	要	要	要	要
取り残し等の確認	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要	要	要	要	要

# 事業者には課せられている事項

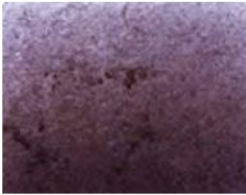
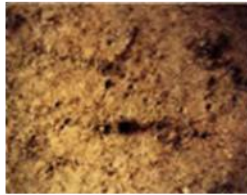

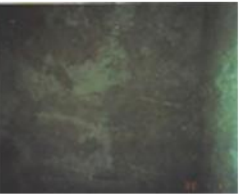

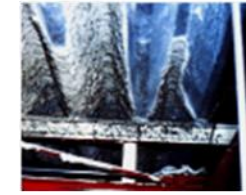
## 建物の吹付け石綿等の除去等（石綿則第10条）

現在使用している建物において、**吹付け石綿、煙突の断熱材**等が**損傷、劣化等により石綿の粉じんを発散**させ、労働者が暴露するおそれのある場合は、**すみやかに除去等のアスベスト対策を講じる必要**があります。

注：臨時で就業させる場所は、呼吸用保護具等の着用でも可。

### （石綿等が吹き付けられた建築物等における業務に係る措置）（石綿則第10条）

事業者は、その労働者を就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物(次項及び第五項に規定するものを除く。)に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

層表面の毛羽立ち	繊維のくずれ	たれ下がり	下地との浮き・はがれ	局部的損傷・欠損	損傷・欠損
					

# 発注者に課せられている事項

## 工事の発注時における措置（石綿則 8 条・9 条）

### 石綿の使用状況の通知（石綿則第 8 条関係）

建築物の解体などの作業（石綿の除去作業を含む）や、封じ込め、囲い込みの作業の発注者は、工事の請負人に対し、その建築物などの**石綿含有建材の使用状況など（設計図書など）を通知**するよう努めなければならない。

### 注文者の配慮（石綿則第 9 条関係）

作業を請け負った事業者が、石綿による健康障害防止のために必要な措置を取ることができるよう、作業の注文者は、労働安全衛生法などの規定が遵守できるような**契約条件（解体方法、費用、工期など）**となるよう**配慮**しなければならない。

掲載HP → 「石綿障害予防規則など関係法令について | 厚生労働省」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuijikou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuijikou/index.html)

検索キーワード：「石綿障害予防規則 関係法令」



# 法令改正のご案内

事業者・一人親方の皆さまへ

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者にも義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

## 法令改正等の主な内容

### 1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

### 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務付けられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要  
今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、  
① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面  
② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面  
については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

## 注意事項

### 重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

#### 《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

#### 《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、二次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



### 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

### 元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反しているとき必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければならない。

### 周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

### 請負人等が請ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人も立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。